

【新設】（時価評価資産から除かれる資産の範囲）

2-43 令第131条の15第1項第1号《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用上、同号ハに掲げる規定の適用を受けた減価償却資産には、基本通達10-3-3の後段《工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等》の取扱いにより圧縮記帳をした減価償却資産が含まれる。

【解説】

- 1 グループ通算制度の適用を受けようとする法人のうち時価評価資産を有する法人は、一定の法人（法64の11①各号）を除き、そのグループ通算制度開始の直前の事業年度終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。）の計上を行うこととされている（法64の11①）。
この場合の当該法人が有する資産のうち、法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する親法人の最初通算事業年度（通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいう。）開始の日の5年前の日以後に終了する当該親法人又は同条第2項に規定する他の内国法人（子法人）の各事業年度において同法第45条第1項、第2項、第5項又は第6項《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の適用を受けた減価償却資産は、この時価評価資産には該当しないこととされている（令131の15①一ハ）。
- 2 ところで、法人税法第45条第1項各号に掲げる事業を営む法人が、その事業に必要な施設を設けるために受益者から金銭又は資材の提供を受けた場合に、その提供を受けた事業年度において固定資産を取得できなかったときには、当該提供を受けた金銭又は資材（工事負担金）に相当する金額を仮勘定として経理し、実際に固定資産を取得した日の属する事業年度において同項又は同条第5項の規定に準じて圧縮記帳ができる旨の取扱いを、法人税基本通達10-3-3の後段《工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等》において定めている。
- 3 本通達では、この法人税基本通達10-3-3の後段の取扱いを受けた減価償却資産も、法人税法施行令第131条の15第1項第1号ハ《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》に掲げる規定（法人税法第45条第1項、第2項、第5項又は第6項）の適用を受けた減価償却資産に含まれること、すなわち時価評価資産には該当しないことを明らかにしている。
- 4 なお、本通達は、連結納税制度における連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益に係る時価評価資産と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法施行令第122条の12《連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益》に係る取扱いとして定めている法人税基本通達12の3-2-9《時価評価資産から除かれる資産の範囲》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。